

◎新潟県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、佐渡市の新穂村土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和8年7月21日

新潟県佐渡地域振興局長

1 就任

監事	佐渡市新穂大野1717番地	本間	俊一郎
〃	〃 新穂長畝2876番地	大坂	稔
〃	〃 宮川1251番地6	三浦	吉明

就任年月日 令和8年7月7日

2 退任

監事	佐渡市新穂大野976番地	中山	孝明
〃	〃 新穂瓜生屋1108番地	末武	浩二
〃	〃 新穂大野1717番地	本間	俊一郎

退任年月日 令和8年7月6日